

新旧対照表

【関税率表解説（平成23年11月18日財閥第1318号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第15類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、 調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう (省略)</p> <p>15.09 オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。) (省略)</p> <p>(A) のバージンオリーブ油は、(B) 及び (C) の油とは、<u>Codex Alimentarius Standard 33-1981</u>により区別される。 (削除)</p>	<p>第15類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、 調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう (同左)</p> <p>15.09 オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。) (同左)</p> <p>(A) のバージンオリーブ油は、(B) 及び (C) の油とは、<u>次により区別される。</u></p> <p><u>(1) この項のオリーブ油で、そのK270 消衰係数 (Codex Alimentarius Commission method CAC/RM26-1970 により決定する。)が0.25未満のもの、及び0.25を超えるものにあってはサンプルを活性アルミナで処理した後に0.11以下となるものは、バージン油とみなす。</u> <u>オレイン酸換算で遊離脂肪酸の含有量が100グラム当たり3.3グラムを超える油は、活性アルミナを通した後0.11を超えるK270消衰係数を有するものもある。この場合、実験室で中和及び脱色の処理を受けた後において、次の特性を有していなければならない。</u> <u>—K270消衰係数が1.1以下であること。</u> <u>—消衰係数の変動が270ナノメーターの領域で0.01を超え0.16以下であること。</u></p> <p><u>(2) この項のオリーブ油は、その遊離脂肪酸の含有量が（オレイン酸換算で）100グラム当たり0.3グラム以下であれば精製したものとみなす。</u> <u>リエステル化油が存在しないことは、トリグリセリドの第2の位置（2-position）でのパルミチン酸とステアリン酸の総量を定量することによって確認される（IUPAC method No.2210、6th edition 1979による。）。この総量（第2の位置の総脂肪酸の百分率で表わされる。）は、バージンオリーブ油では1.5%未満、精製オリーブ油では1.8%未満でなければならない。</u></p> <p>この項のオリーブ油は、Bellier反応が陰性を示すことから15.10項の油と区分することができる。</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(省 略)	(同 左)
<p>第 17 類 糖類及び砂糖菓子</p> <p>(省 略)</p> <p>17.04 砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、 固形又は半固体の状態で市販され、 一般に直ちに食用に供され、 かつ、 通常、 菓子（sweetmeat、 confectionery 又は candy）という名で総称される砂糖調製品の大部分のものを含む。</p> <p>この項には、 次の物品を含む。</p> <p>(i) ~ (ix) (省 略)</p> <p>(x) 砂糖菓子の形に作られている、 天然はちみつをもととした調製品（例 えば、 ハルヴァ）</p> <p>(省 略)</p>	<p>第 17 類 糖類及び砂糖菓子</p> <p>(同 左)</p> <p>17.04 砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）</p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、 固形又は半固体の状態で市販され、 一般に直ちに食用に供され、 かつ、 通常、 菓子（sweetmeat、 confectionery 又は candy）という名で総称される砂糖調製品の大部分のものを含む。</p> <p>この項には、 次の物品を含む。</p> <p>(i) ~ (ix) (同 左)</p> <p>(x) 砂糖菓子の形に作られている、 天然はちみつをもととした調製品（例 えば、 ハルヴァ）</p> <p>(新 規)</p> <p>(同 左)</p>
<p>第 20 類 野菜、 果実、 ナットその他植物の部分の調製品</p> <p>(省 略)</p> <p>20.08 果実、 ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、 砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、 他の項に該当するものを除く。）</p> <p>(省 略)</p>	<p>第 20 類 野菜、 果実、 ナットその他植物の部分の調製品</p> <p>(同 左)</p> <p>20.08 果実、 ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、 砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、 他の項に該当するものを除く。）</p> <p>(同 左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>この項には、また異なる種の植物及びその部分（種及び果実を含む。）の混合物からなる物品又は单一若しくは異なる種の植物及びその部分とその他の物品（例えば、一以上の植物エキス）とを混合したものから成る物品で、このままでは、消費されず、ハーブの煎じ液又はハーブ茶を作るために使用するものを含まない（08.13、09.09 又は 21.06）。</p> <p><u>この項には、果実、ナットその他植物の食用の部分で、砂糖菓子の形にしたもの（天然はちみつをもととしたものを含む。）を含まない。（17.04）</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>この項には、また異なる種の植物及びその部分（種及び果実を含む。）の混合物からなる物品又は单一若しくは異なる種の植物及びその部分とその他の物品（例えば、一以上の植物エキス）とを混合したものから成る物品で、このままでは、消費されず、ハーブの煎じ液又はハーブ茶を作るために使用するものを含まない（08.13、09.09 又は 21.06）。</p> <p style="text-align: right;">(新 規)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>
<p style="text-align: center;">第 28 類</p> <p>無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素 又は同位元素の無機又は有機の化合物</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第 28 類</p> <p>無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素 又は同位元素の無機又は有機の化合物</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>
<p>28.17 酸化亜鉛及び過酸化亜鉛</p> <p style="text-align: center;">(A) 酸化亜鉛</p> <p>酸化亜鉛（亜鉛白）（ZnO）は、蒸気亜鉛を空気中の酸素と共に燃焼させることで得られる。蒸気亜鉛は、金属亜鉛を蒸発させる（間接法又はフランス法）又は酸化亜鉛鉱（roasted blende、calamine）（26.08）のような酸化亜鉛の原料を炭素で還元する（直接法又はアメリカ法）ことにより得られる。これらの過程において、酸化物は徐々に純粋な析出物を形成しながら、バグハウス又は炉に集められる。</p> <p>湿式法において、亜鉛は、亜鉛を含有する原料から浸出し、水酸化亜鉛又は炭酸亜鉛として沈殿する。沈殿物は、ろ過、洗浄、乾燥及び焙焼され、酸化亜鉛となる。酸化亜鉛は細かい白色粉で加熱すると黄変する。両性の性質を有し、酸にもアルカリにも溶解する。</p> <p>酸化亜鉛は、主に工業用ペイントに使用する。また、ゴム工業、窯業、ガラス製造、電子工業及び医薬にも使用される。酸化亜鉛はまた、プラスチック製造に使用される多様な無機塩又は有機塩の前駆物質でもある。</p> <p>28.41 項の亜鉛酸塩は、この両性酸化物に対応する。</p>	<p>28.17 酸化亜鉛及び過酸化亜鉛</p> <p style="text-align: center;">(A) 酸化亜鉛</p> <p>酸化亜鉛（亜鉛白、亜鉛華）（ZnO）は、赤熱した金属亜鉛上に空気を通じて得られる。金属亜鉛は、酸化亜鉛鉱（roasted blend、calamine）（26.08）と炭素の混合によって得られる。ガスは、純粋な酸化物を析出させながら炉を通過し、最も純粋なものは、亜鉛華（flowers of zinc）となる。酸化亜鉛は、フレーク状の白色粉で加熱すると黄変する。</p> <p>ペイント（鉛白の代用）、化粧品、マッチ、油布、うわぐすり等の製造用、乳白剤、ゴム工業の加硫促進剤、触媒、ガラス製造用、ガスマスク製造用、医薬（皮膚病の治療用）に使用する。</p> <p>28.41 項の亜鉛酸塩は、この両性酸化物に対応する。</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後 (省 略)	改正前 (同 左)
第 29 類 有機化成品 (省 略)	第 29 類 有機化成品 (同 左)
29.22 酸素官能のアミノ化合物 (省 略)	29.22 酸素官能のアミノ化合物 (同 左)
<p>号の解説 2922.11 から 2922.50</p> <p>これらの号において、エーテル又は有機酸若しくは無機酸のエステル官能基は、酸素官能基のアミン官能基との位置関係によりアルコール官能基、フェノール官能基又は酸官能基のいずれかとみなされる。これらの場合において、アミン官能基とエーテル又はエステル官能基の酸素原子の間に位置する酸素官能基のみが考慮される。アミン官能基を含むセグメントを母体セグメントと言う。例えば、3-(2-アミノエトキシ)プロピオン酸の化合物において、母体セグメントは、アミノエタノールであり、カルボン酸部分は分類に影響しないので、アミノアルコールのエーテルとして 2922.19 号に分類される。</p> <p><u>もし、化合物が、2 個以上のエーテル又はエステル官能基を含む場合、化合物の分類においては、それぞれエーテル又はエステル官能基の酸素原子で化合物を分割し、アミン官能基と同じセグメントに位置する酸素官能基のみを考慮する。</u></p> <p>もし、化合物が同じエーテル又はエステルに結びついたアミン官能基を 2 個以上持っている場合は、数字上の配列において最後となる号に分類される。当該号の決定に際しては、エーテル又はエステル官能基は、各々のアミン官能基との関係においてアルコール、フェノール又は酸素官能基として考えられる。</p>	<p>号の解説 2922.11 から 2922.50</p> <p>これらの号において、エーテル又は有機酸若しくは無機酸のエステル官能基は、酸素官能基のアミン官能基との位置関係によりアルコール官能基、フェノール官能基又は酸官能基のいずれかとみなされる。これらの場合において、アミン官能基とエーテル又はエステル官能基の酸素原子の間に位置する酸素官能基のみが考慮される。<u>もし、化合物が、2 個以上のエーテル又はエステル官能基を含む場合、化合物の分類においては、それぞれエーテル又はエステル官能基の酸素原子で化合物を分割し、アミン官能基と同じセグメントに位置する酸素官能基のみを考慮する。</u>アミン官能基を含むセグメントを母体セグメントと言う。例えば、3-(2-アミノエトキシ)プロピオン酸の化合物において、母体セグメントは、アミノエタノールであり、カルボン酸部分は分類に影響しないので、アミノアルコールのエーテルとして 2922.19 号に分類される。</p> <p>(新 規)</p> <p>もし、化合物が同じエーテル又はエステルに結びついたアミン官能基を 2 個以上持っている場合は、数字上の配列において最後となる号に分類される。当該号の決定に際しては、エーテル又はエステル官能基は、各々のアミン官能基との関係においてアルコール、フェノール又は酸素官能基として考えられる。</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後 (省 略)	改正前 (同 左)																																																																		
<p>29.42 その他の有機化合物 (省 略)</p> <p>種類別にアルファベットの順序に配列した麻薬及び向精神薬の一覧表</p> <p>I. 及び II. (省 略)</p> <p>III. 前駆物質</p> <table> <thead> <tr> <th>Name</th><th>HS subheading</th><th>CAS No.</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td><u>Acetic anhydride</u></td><td><u>2915. 24</u></td><td><u>108-24-7</u></td></tr> <tr><td><u>Acetone</u></td><td><u>2914. 11</u></td><td><u>67-64-1</u></td></tr> <tr><td><u>N-Acetylanthranilic acid</u></td><td><u>2924. 23</u></td><td><u>89-52-1</u></td></tr> <tr><td><u>Anthranilic acid</u></td><td><u>2922. 43</u></td><td><u>118-92-3</u></td></tr> <tr><td><u>Butanone (ethyl methyl ketone)</u></td><td><u>2914. 12</u></td><td><u>78-93-3</u></td></tr> <tr><td><u>Diethyl ether</u></td><td><u>2909. 11</u></td><td><u>60-29-7</u></td></tr> <tr><td><u>Ephedrine</u></td><td><u>2939. 41</u></td><td><u>299-42-3</u></td></tr> <tr><td><u>Ephedrine hydrochloride</u></td><td><u>2939. 41</u></td><td><u>50-98-6</u></td></tr> <tr><td><u>Ephedrine nitrate</u></td><td><u>2939. 41</u></td><td><u>81012-98-8</u></td></tr> <tr><td><u>Ephedrine sulfate</u></td><td><u>2939. 41</u></td><td><u>134-72-5</u></td></tr> <tr><td><u>Ergometrine (INN)</u></td><td><u>2939. 61</u></td><td><u>60-79-7</u></td></tr> <tr><td><u>Ergometrine hydrochloride</u></td><td><u>2939. 61</u></td><td><u>74283-21-9</u></td></tr> <tr><td><u>Ergometrine hydrogen maleate</u></td><td><u>2939. 61</u></td><td><u>129-51-1</u></td></tr> <tr><td><u>Ergometrine oxalate</u></td><td><u>2939. 61</u></td><td></td></tr> <tr><td><u>Ergometrine tartrate</u></td><td><u>2939. 61</u></td><td><u>129-50-0</u></td></tr> <tr><td><u>Ergotamine (INN)</u></td><td><u>2939. 62</u></td><td><u>113-15-5</u></td></tr> <tr><td><u>Ergotamine hydrochloride</u></td><td><u>2939. 62</u></td><td></td></tr> <tr><td><u>Ergotamine succinate</u></td><td><u>2939. 62</u></td><td></td></tr> <tr><td><u>Ergotamine tartrate</u></td><td><u>2939. 62</u></td><td><u>379-79-3</u></td></tr> <tr><td><u>Hydrogen chloride (hydrochloric acid)</u></td><td><u>2806. 10</u></td><td><u>7647-01-0</u></td></tr> <tr><td><u>Isosafrole</u></td><td><u>2932. 91</u></td><td><u>120-58-1</u></td></tr> </tbody> </table>	Name	HS subheading	CAS No.	<u>Acetic anhydride</u>	<u>2915. 24</u>	<u>108-24-7</u>	<u>Acetone</u>	<u>2914. 11</u>	<u>67-64-1</u>	<u>N-Acetylanthranilic acid</u>	<u>2924. 23</u>	<u>89-52-1</u>	<u>Anthranilic acid</u>	<u>2922. 43</u>	<u>118-92-3</u>	<u>Butanone (ethyl methyl ketone)</u>	<u>2914. 12</u>	<u>78-93-3</u>	<u>Diethyl ether</u>	<u>2909. 11</u>	<u>60-29-7</u>	<u>Ephedrine</u>	<u>2939. 41</u>	<u>299-42-3</u>	<u>Ephedrine hydrochloride</u>	<u>2939. 41</u>	<u>50-98-6</u>	<u>Ephedrine nitrate</u>	<u>2939. 41</u>	<u>81012-98-8</u>	<u>Ephedrine sulfate</u>	<u>2939. 41</u>	<u>134-72-5</u>	<u>Ergometrine (INN)</u>	<u>2939. 61</u>	<u>60-79-7</u>	<u>Ergometrine hydrochloride</u>	<u>2939. 61</u>	<u>74283-21-9</u>	<u>Ergometrine hydrogen maleate</u>	<u>2939. 61</u>	<u>129-51-1</u>	<u>Ergometrine oxalate</u>	<u>2939. 61</u>		<u>Ergometrine tartrate</u>	<u>2939. 61</u>	<u>129-50-0</u>	<u>Ergotamine (INN)</u>	<u>2939. 62</u>	<u>113-15-5</u>	<u>Ergotamine hydrochloride</u>	<u>2939. 62</u>		<u>Ergotamine succinate</u>	<u>2939. 62</u>		<u>Ergotamine tartrate</u>	<u>2939. 62</u>	<u>379-79-3</u>	<u>Hydrogen chloride (hydrochloric acid)</u>	<u>2806. 10</u>	<u>7647-01-0</u>	<u>Isosafrole</u>	<u>2932. 91</u>	<u>120-58-1</u>	<p>29.42 その他の有機化合物 (同 左)</p> <p>種類別にアルファベットの順序に配列した麻薬及び向精神薬の一覧表</p> <p>I. 及び II. (同 左)</p> <p>(新 規)</p>
Name	HS subheading	CAS No.																																																																	
<u>Acetic anhydride</u>	<u>2915. 24</u>	<u>108-24-7</u>																																																																	
<u>Acetone</u>	<u>2914. 11</u>	<u>67-64-1</u>																																																																	
<u>N-Acetylanthranilic acid</u>	<u>2924. 23</u>	<u>89-52-1</u>																																																																	
<u>Anthranilic acid</u>	<u>2922. 43</u>	<u>118-92-3</u>																																																																	
<u>Butanone (ethyl methyl ketone)</u>	<u>2914. 12</u>	<u>78-93-3</u>																																																																	
<u>Diethyl ether</u>	<u>2909. 11</u>	<u>60-29-7</u>																																																																	
<u>Ephedrine</u>	<u>2939. 41</u>	<u>299-42-3</u>																																																																	
<u>Ephedrine hydrochloride</u>	<u>2939. 41</u>	<u>50-98-6</u>																																																																	
<u>Ephedrine nitrate</u>	<u>2939. 41</u>	<u>81012-98-8</u>																																																																	
<u>Ephedrine sulfate</u>	<u>2939. 41</u>	<u>134-72-5</u>																																																																	
<u>Ergometrine (INN)</u>	<u>2939. 61</u>	<u>60-79-7</u>																																																																	
<u>Ergometrine hydrochloride</u>	<u>2939. 61</u>	<u>74283-21-9</u>																																																																	
<u>Ergometrine hydrogen maleate</u>	<u>2939. 61</u>	<u>129-51-1</u>																																																																	
<u>Ergometrine oxalate</u>	<u>2939. 61</u>																																																																		
<u>Ergometrine tartrate</u>	<u>2939. 61</u>	<u>129-50-0</u>																																																																	
<u>Ergotamine (INN)</u>	<u>2939. 62</u>	<u>113-15-5</u>																																																																	
<u>Ergotamine hydrochloride</u>	<u>2939. 62</u>																																																																		
<u>Ergotamine succinate</u>	<u>2939. 62</u>																																																																		
<u>Ergotamine tartrate</u>	<u>2939. 62</u>	<u>379-79-3</u>																																																																	
<u>Hydrogen chloride (hydrochloric acid)</u>	<u>2806. 10</u>	<u>7647-01-0</u>																																																																	
<u>Isosafrole</u>	<u>2932. 91</u>	<u>120-58-1</u>																																																																	

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<u>Lysergic acid</u>	<u>2939. 63</u>	<u>82-58-6</u>	
<u>3, 4-(Methylenedioxy)phenyl-2-propanone</u>	<u>2932. 92</u>	<u>4676-39-5</u>	
<u>e</u>			
<u>Norephedrine</u>	<u>2939. 44</u>	<u>14838-15-4</u>	
<u>Norephedrine hydrochloride</u>	<u>2939. 44</u>	<u>154-41-6</u>	
<u>Phenylacetone (benzyl methyl ketone, phenylpropan-2-one)</u>	<u>2914. 31</u>	<u>103-79-7</u>	
<u>Phenylacetic acid</u>	<u>2916. 34</u>	<u>103-82-2</u>	
<u>Piperidine</u>	<u>2933. 32</u>	<u>110-89-4</u>	
<u>Piperidine aurichloride</u>	<u>2843. 30</u>		
<u>Piperidine hydrochloride</u>	<u>2933. 32</u>	<u>6091-44-7</u>	
<u>Piperidine hydrogen tartrate (bitartrate)</u>	<u>2933. 32</u>	<u>6091-46-9</u>	
<u>Piperidine nitrate</u>	<u>2933. 32</u>	<u>6091-45-8</u>	
<u>Piperidine phosphate</u>	<u>2933. 32</u>		
<u>Piperidine picrate</u>	<u>2933. 32</u>	<u>6091-49-2</u>	
<u>Piperidine platinichloride</u>	<u>2843. 90</u>		
<u>Piperidine thiocyanate</u>	<u>2933. 32</u>	<u>22205-64-7</u>	
<u>Piperonal</u>	<u>2932. 93</u>	<u>120-57-0</u>	
<u>Potassium permanganate</u>	<u>2841. 61</u>	<u>7722-64-7</u>	
<u>Pseudoephedrine (INN)</u>	<u>2939. 42</u>	<u>90-82-4</u>	
<u>Pseudoephedrine hydrochloride</u>	<u>2939. 42</u>	<u>345-78-8</u>	
<u>Pseudoephedrine sulfate</u>	<u>2939. 42</u>	<u>7460-12-0</u>	
<u>Safrole</u>	<u>2932. 94</u>	<u>94-59-7</u>	
<u>Sulphuric acid</u>	<u>2807. 00</u>	<u>7664-93-9</u>	
<u>Toluene</u>	<u>2902. 30</u>	<u>108-88-3</u>	
(省 略)		(同 左)	

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 48 類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品</p> <p>(省 略)</p> <p>総 説</p> <p>(省 略)</p> <p>類の範囲</p> <p>この類には、次の物品を含む。</p> <p>(I) ~ (II) (省 略)</p> <p>(III) 紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ただし、48.02 項、48.10 項及び 48.11 項又は上記 (II) に属するものを除くものとし、ロール状又はシート状のものに限る。）で、上記 (I) に掲げる大きさ以下に切ったもの及び長方形（正方形を含む。）以外の形状に切ったもの並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブの製品。これらは、48.16 項から 48.23 項までのいずれかの項に属する。</p> <p>(省 略)</p>	<p>第 48 類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品</p> <p>(同 左)</p> <p>総 説</p> <p>(同 左)</p> <p>類の範囲</p> <p>この類には、次の物品を含む。</p> <p>(I) ~ (II) (同 左)</p> <p>(III) 紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ただし、48.02 項、48.10 項及び 48.11 項又は上記 (II) に属するものを除くものとし、ロール状のものに限る。）で、上記 (I) に掲げる大きさ以下に切ったもの及び長方形（正方形を含む。）以外の形状に切ったもの並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブの製品。これらは、48.16 項から 48.23 項までのいずれかの項に属する。</p> <p>(同 左)</p>
<p>第 71 類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣</p> <p>(省 略)</p> <p>71.13 身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p>	<p>第 71 類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣</p> <p>(同 左)</p> <p>71.13 身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）</p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(a) 42 類の <u>注 3 (B)</u> に該当する 42.02 項又は 43.03 項の製品	(a) 42 類の <u>注 2 (B)</u> に該当する 42.02 項又は 43.03 項の製品
(b) ~ (ij) (省 略)	(b) ~ (ij) (同 左)